

甲府市居住安定援助賃貸住宅事業の認定に係る事務取扱要綱

令和 7 年 1 0 月 1 日

まち第 4 号

(目的)

第 1 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 1 9 年法律第 1 1 2 号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 2 9 年省令第 6 3 号。以下「規則」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 2 9 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「共同規則」という。）の規定に定めるもののほか、甲府市内における居住安定援助賃貸住宅事業の認定に係る事務について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 この要綱において使用する用語の意義は、法、規則及び共同規則の定めるところによる。

(認定の申請)

第 3 法第 4 0 条第 1 項の規定により居住安定援助計画の認定を申請しようとする者は、共同規則第 5 条に規定する申請書（共同規則別記様式第 2 号）に共同規則第 8 条に規定する書類を添付し、市長に提出するものとする。

(認定申請書の添付書類)

第 4 共同規則第 8 条第 2 号に規定する書類は、居住安定援助の内容の概要図（第 1 号様式）により作成するものとする。

2 共同規則第 8 条第 8 号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同居住型賃貸住宅の場合は、共同居住型賃貸住宅の延べ床面積を示す求積図、求積表及び共同規則第 9 条第 4 号及び第 1 0 条第 2 号ロに規定する国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を満たすものであることを示す書類
- (2) 共同規則第 1 0 条第 2 号イに規定する「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」にあつては、使用計画等を示した各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される理由書
- (3) 居住サポートと同様の一般向けサービスを提供している場合は、居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類
- (4) 居住サポートを委託し、委託先が決まっている場合は、委託契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(認定の通知等)

第 5 市長は、第 3 の規定による申請の認定をしたときは、居住安定援助計画認定通知書（第 2 号様式）により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第 3 の規定による申請の認定をすることができないときは、認定できない旨に

その理由を付して認定の申請をした者に文書により通知するものとする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第6 認定事業者又はその法第42条第6号に規定する法定代理人、同条第7号に規定する役員若しくは共同規則第20条に規定する使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合は、共同規則第19条の規定による届出書（共同規則別記様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

(居住安定援助計画の変更)

第7 法第44条第1項の規定による変更の認定の申請は、共同規則第22条に規定する居住安定援助計画の変更申請書（共同規則別記様式第4号）を市長に提出して行うものとする。この場合において、共同規則第8条に規定する書類等のうち、当該変更内容が確認できるものを添付するものとする。

2 市長は、第1項の規定による申請の認定をしたときは、居住安定援助計画の変更認定通知書（第3号様式）により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の認定をすることができないときは、計画変更の認定ができない旨にその理由を付して、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第8 認定事業者は、法第44条第3項の規定により、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止するときは、共同規則第23条に規定する居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書（共同規則別記第5号）により、市長に届け出るものとする。

(地位の承継)

第9 法第45条の規定により地位の承継を行う者は、市長に事前に協議を行い、共同規則第24条に規定する認定事業者の地位の承継に係る承認申請書（共同規則別記様式第6号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、認定事業者の地位の承継を承認したときは、共同規則別記様式第7号により当該承認の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は第1項の地位の承継の承認をすることができないときは、地位の承継の承認ができない旨にその理由を付して、当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(定期報告)

第10 認定事業者は、法49条の規定による定期報告を、毎年6月30日までに共同規則第30条に規定する居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書（共同規則別記様式第8号）により行うものとする。

(目的外使用)

第11 認定事業者は、法第50条の規定による専用賃貸住宅の目的外使用をしようとするときは、共同規則第32条の規定による目的外使用に係る承認申請書（共同規則別記様式

第9)により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の目的外使用を承認したときは、目的外使用に係る承認通知書（第4号様式）により当該承認の申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の目的外使用の承認をすることができないときは、目的外使用の承認ができない旨にその理由を付して、承認の申請をした者に通知するものとする。

（事業の状況報告）

第12 認定事業者又は管理受託者は、市長から法第54条第1項の規定による報告を求められたときは、居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況等報告書（第5号様式）により、市長に報告するものとする。

（立入検査）

第13 市長は、法第54条第1項の規定により、立入検査を実施することができる。

- 2 立入検査の実施にあたっては、認定事業者又は管理受託者に対し事前に通知するものとする。

（改善命令）

第14 市長は、法第55条の規定により改善命令をするときは、文書により認定事業者又は管理受託者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第15 市長は、法第56条第1項又は第2項の規定に基づき、計画の認定を取り消したときは、文書により認定事業者であった者に通知するものとする。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。